

令和4年度

監 査 集 録

大和市監査委員

ま え が き

近年、指定管理者制度の導入が進み、民間団体等に施設の管理運営を委ねていますが、これまで補助金交付団体を含めた財政援助団体の監査が十分に実施できていなかった実態を踏まえ、令和4年度からは、それらの団体及びその所管課の監査を充実することとし、毎年500万円以上を交付する補助金交付団体や指定管理者は原則として5年に1回の監査実施としました。

これに伴い、毎年すべての課を監査対象としてきた財務監査（定期監査）は、総務担当課と監査委員が必要と判断した課以外は、原則として隔年実施（行政委員会等も同様）に見直しました。

また、現金を金庫等で保管することによるさまざまなリスクを減らすため、行政監査の対象としました。

以上の方針等に沿って実施した令和4年度の監査の結果については、全般的におおむね適正と認められましたが、一部の事務処理には適正を欠く事項や改善すべき事項も見受けられました。今後の予算執行及び事業の管理については、一層の適正化・効率化に取り組み、市民福祉の増進に努められることを要望します。

令和5年4月

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 山田 己 智 恵

目 次

第 1	財務監査（定期監査）の対象	1
第 2	財務監査（定期監査）の実施	1
1	監査の実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査委員	1
第 3	財務監査（定期監査）の結果	2
1	監査の結果	2
2	指摘事項	3
3	報告事項	6
4	改善事項	9
5	総 括	9
6	各部局の財務監査（定期監査）結果	
○	市長室（令和 4 年 4 月 25 日）	10
○	政策部（令和 4 年 4 月 25 日）	11
○	消防本部・消防署（令和 4 年 4 月 25 日）	11
○	総務部（令和 4 年 5 月 30 日）	12
○	公平委員会事務局（令和 4 年 5 月 30 日）	13
○	市立病院（令和 4 年 6 月 29 日）	13
○	環境施設農政部（下水道事業会計分）（令和 4 年 7 月 27 日）	14
○	こども部（令和 4 年 9 月 28 日）	14
○	小学校・中学校（令和 4 年 10 月 28 日）	16
○	教育部（令和 4 年 10 月 28 日）	16
○	健康福祉部（令和 4 年 11 月 28 日）	17
○	街づくり施設部（令和 4 年 12 月 26 日）	18
○	選挙管理委員会事務局（令和 4 年 12 月 26 日）	19
○	監査事務局（令和 5 年 1 月 30 日）	19
○	議会事務局（令和 5 年 1 月 30 日）	20

○ 市民経済部（令和5年1月30日）	20
○ 文化スポーツ部（令和5年2月28日）	21
○ 環境施設農政部（一般会計分）（令和5年3月24日）	22
資料 令和4年度財務監査（定期監査）における項目別指摘事項一覧	24
第4 行政監査	26
第5 財政援助団体等監査	28
1 補助金交付団体	28
2 指定管理者	29

第1 財務監査（定期監査）の対象

財務監査（定期監査）は、これまで市の機関の全ての部局を対象としてきたが、財政援助団体等の監査を充実するため、令和4年度から総務担当課と監査委員が必要と判断した課以外は、原則として隔年の実施（行政委員会等も同様）とした。

その結果、令和4年度財務監査（定期監査）の対象は、市機関17部局の56課等である。

第2 財務監査（定期監査）の実施

1 監査の実施方針

令和4年度の財務監査（定期監査）の執行にあたっては、監査基準に基づき定められた監査計画における基本方針のもと、効率的かつ効果的に行うよう常に心がけ実施した。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、合理性、正確性、安全性を主眼に検証を行うとともに、事務事業がそれぞれ計画のもと適切な内容、規模をもって経済的、効率的に管理運営がなされているか、事務執行が適正になされているかについて検証した。

2 監査実施期間

令和4年4月から令和5年3月まで

3 監査委員

佐藤 光 徳（令和3年6月 3日就任）【識見委員】

青木 正 始（令和3年5月 8日就任）【議選委員】
（令和4年5月 9日退任）

山田 己智恵（令和4年5月10日就任）【議選委員】

なお、佐藤光徳監査委員及び山田己智恵監査委員は、それぞれに直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 財務監査（定期監査）の結果

1 監査の結果

令和4年度の監査の結果（文書指導事項）は、指摘事項17件、報告事項129件、改善事項3件であった。前年度との比較は以下の表のとおりである。

（監査結果）

事項 \ 年度	令和4年度 監査（件数）	令和3年度 監査（件数）	比較 （件数）
指摘事項	17	21	△4
報告事項	129	60	69
改善事項	3	2	1

監査の結果における判定にあたっては、別表の処理基準に基づいて決定した。

（最終改正・令和2年4月）

（別表）

監査結果処理基準（監査事務処理要領抜粋）

区分	内 容	公表の有無
指摘	次のいずれかに該当すると認められる事案 ① 法律に違反すると認められるもの ② 予算目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が適切を欠くと認められるもの ⑤ 前回までの監査で報告事項又は注意事項となっているものであって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの	公表する
報告	指摘事項の①から④までに掲げる事案のうち、次のいずれかに該当すると認められるもの（ただし、市に実損を生じさせたものを除く） ア 過誤の金額が1万円未満のもの（単純な計算誤り等その原因が軽易なものに限る。） イ 調定時期、支払時期等の遅延が3ヶ月以内のもの ウ その他事務処理の誤り等の程度が上記に類すると認められるもの	公表しない
改善	次のいずれかに該当すると認められる事案 ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められるもの イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの	

2 指摘事項

令和4年度の指摘事項は17件で、前年度に比べ4件（19.0%）減少している。

項目別の内訳をみると、件数が多いものは収入調定事務で8件である。指摘事項の主な内容は、調定の遅延や誤りによるものである。

指摘事項を部局別にみると、最も多かったのは市長室の4件であり、前年度から皆増となっている。また、次に多かったのは環境施設農政部の3件である。なお、詳細については、24、25ページに項目別指摘事項一覧を掲載しているので、ご参照いただきたい。

(1) 項目別年度内訳

年度 項目	令和4年度監査		令和3年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予算執行事務	1件	5.9%	9件	42.9%	△8件	△88.9%
収入調定事務	8	47.1	4	19.0	4	100.0
契約事務	4	23.5	2	9.5	2	100.0
財産管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
備品管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補助金等交付事務	0	0.0	1	4.8	△1	皆減
諸手当等の支給事務	1	5.9	0	0.0	1	皆増
行政財産の貸付・ 目的外使用許可事務	0	0.0	1	4.8	△1	皆減
その他	3	17.6	4	19.0	△1	△25.0
計	17	100.0	21	100.0	△4	△19.0

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	令和4年度監査			令和3年度監査		
	対象課等の数	指摘事項のある課の数	件数	対象課等の数	指摘事項のある課の数	件数
市長室	2	1	4	4	0	0
政策部	3	0	0	4	0	0
総務部	5	1	2	8	1	1
市民経済部	4	1	1	6	0	0
環境施設農政部	6	2	3	9	3	4
健康福祉部	5	2	2	9	2	3
子ども部	3	1	1	4	1	1
文化スポーツ部	3	2	2	5	0	0
街づくり施設部	3	1	1	6	1	1
会計課	-	-	-	1	0	0
公平委員会事務局	1	0	0	1	0	0
議会事務局	1	0	0	1	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	0	1	0	0
監査事務局	1	0	0	1	0	0
農業委員会事務局	-	-	-	1	0	0
教育部	4	0	0	6	2	10
小学校・中学校	7	0	0	7	0	0
消防本部・消防署	4	0	0	6	0	0
市立病院	3	1	1	3	1	1
計	56	12	17	83	11	21

(注) 「対象課の数」は、令和4年度から一部の部局・課を隔年実施としたため、令和3年度に比べ減少している（表中の「-」は監査未実施の部局）。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

(3) 部局別項目別件数内訳 (令和4年度監査)

項目 部局	予算 執行 事務	収入 調定 事務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	行 政 財 産 の 貸 付 ・ 目 的 外 使 用 許 可 事 務	そ の 他	計
市長室	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
市民経済部	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
環境施設農政部	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3
健康福祉部	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
こども部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
文化スポーツ部	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
街づくり施設部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
会計課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	1	8	4	0	0	0	0	1	0	0	3	17

3 報告事項

令和4年度の報告事項は129件で、前年度に比べ69件（115.0%）増加している。

項目別の内訳をみると、件数が多いものは行政財産の貸付・目的外使用許可事務が72件、契約事務が17件である。報告事項の主な内容は、行政財産の貸付・目的外使用において算定を誤り使用料に不足を生じているものが63件、調定書、契約関係書類等に決裁がないものや、公印使用承認欄に押印がないものが31件であった。

報告事項を部局別にみると、最も多かったのは教育部の72件で、そのうち63件は前述した使用料の算定誤りである。前年度に比べ、教育部は60件、文化スポーツ部は6件増加している。教育部の増加要因は前述のとおりであるが、文化スポーツ部は補助金等の決裁がないものによる増加である。

(1) 項目別年度内訳

年度 項目	令和4年度監査		令和3年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予算執行事務	9 件	7.0 %	7 件	11.7 %	2 件	28.6 %
収入調定事務	6	4.7	13	21.7	△7	△53.8
契約事務	17	13.2	6	10.0	11	183.3
財産管理事務	1	0.8	0	0.0	1	皆増
備品管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補助金等交付事務	6	4.7	3	5.0	3	100.0
諸手当等の支給事務	2	1.6	2	3.3	0	0.0
行政財産の貸付・ 目的外使用許可事務	72	56.3	11	18.3	61	554.5
その他	16	12.5	18	30.0	△2	△11.1
計	129	100.0	60	100.0	69	115.0

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	令和4年度監査			令和3年度監査		
	対象課等の数	報告事項のある課の数	件数	対象課等の数	報告事項のある課の数	件数
市長室	2	1	1	4	0	0
政策部	3	0	0	4	1	1
総務部	5	2	4	8	1	1
市民経済部	4	3	6	6	3	5
環境施設農政部	6	3	13	9	4	17
健康福祉部	5	2	9	9	1	8
子ども部	3	2	3	4	2	4
文化スポーツ部	3	2	8	5	1	2
街づくり施設部	3	2	8	6	2	4
会計課	-	-	-	1	0	0
公平委員会事務局	1	0	0	1	0	0
議会事務局	1	0	0	1	0	0
選挙管理委員会事務局	1	1	1	1	1	3
監査事務局	1	0	0	1	0	0
農業委員会事務局	-	-	-	1	1	2
教育部	4	2	72	6	3	12
小学校・中学校	7	0	0	7	0	0
消防本部・消防署	4	1	1	6	0	0
市立病院	3	1	3	3	1	1
計	56	22	129	83	21	60

(注) 「対象課の数」は、令和4年度から一部の部局・課を隔年実施としたため、令和3年度に比べ減少している(表中の「-」は監査未実施の部局)。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

(3) 部局別項目別件数内訳 (令和4年度監査)

項目 部局	予算 執行 事務	収入 調定 事務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	行 政 財 産 の 貸 付 ・ 目 的 外 使 用 許 可 事 務	そ の 他	計
市長室	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
市民経済部	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	1	6
環境施設農政部	0	2	1	0	0	0	0	1	5	4	4	13
健康福祉部	1	0	4	0	0	2	0	0	1	1	1	9
こども部	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
文化スポーツ部	0	1	0	0	0	3	0	0	1	3	3	8
街づくり施設部	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6	6	8
会計課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育部	5	0	2	0	0	1	0	0	64	0	0	72
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市立病院	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
計	9	6	17	1	0	6	2	2	72	16	16	129

4 改善事項

令和4年度の改善事項は3件で、前年に比べ1件（50.0%）増加した。

改善事項の内容は、例規に則して事務手続きを行っているものの助成額の算定方法に見直すべき点があったもの（2件）、行政財産の活用を図っているもののその期間、金額等に不明確な点等があり、最も適切で効果的な手法で実施するよう改善を求めるもの（1件）である。

5 総括

令和4年度財務監査（定期監査）の文書指導事項は、前年度と比べ指摘事項は減少したものの、報告事項は倍増する結果となった。また、事務手続き等の見直しを求める改善事項は3件であった。

内容としては、前述した行政財産の貸付・目的外使用において算定を誤り使用料に不足を生じているものが63件で最も多かったが、当該事務の手順を見直した際に、例規に規定する使用料の算定方法を誤認したため、多くの誤りが生じたものである。事務手順の見直しに当たっては、より慎重な確認をお願いしたい。

また、調定書や補助金交付決定通知書、公印使用承認欄等に決裁、押印がないものが31件で、前年度から10件増加しており、基本的な事務処理の誤りが是正されていない状況となっている。監査において繰り返し述べてきたことであるが、ダブルチェックを徹底するなど内部統制の強化に努めていただくとともに、特に年度末における事務の棚卸しなど、適時適切に業務の進捗管理の徹底を図られたい。

この他、規則に定める申請書等の様式を用いていないものや、減免の有無により許可書の記載事項が相違しているもの、申請書の記載事項が法令と相違しているものなどが散見された。関連する法令を読み解き、その内容等を十分理解・確認した上で事務を執行するよう望むものである。

各部局においては、監査における指導事項に基づいて改善や是正が図られているところであるが、引き続き研修等の実施やマニュアル・手順書等の更なる充実を図るとともに、今後も、関係法令及び財務関係諸規定の十分な理解と、適正な事務を自ら確保する体制の確立に、より一層努めていただきたい。

6 各部署の財務監査（定期監査）結果

○ 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による
監査

- 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約内容は適切か。記載通り履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

○市長室

1 監査年月日 令和4年4月25日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市長室（秘書総務課、危機管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 交際費の経理に関する事務
- (10) 来庁者への記念品に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(危機管理課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○政策部

- 1 監査年月日 令和4年4月25日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、政策部（政策総務課、総合政策課、財政課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 基金管理に関する事務
 - (5) 備品管理に関する事務
 - (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 市債台帳の整理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○消防本部・消防署

- 1 監査年月日 令和4年4月25日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、消防本部・消防署（消防総務課、救急救命課、予防課、消防署）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、青木正始監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (6) 財産管理に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (10) 交際費の経理に関する事務
 - (11) 消防団員の公務災害補償費に関する事務
 - (12) 被服等貸与品貸与に関する事務
 - (13) 危険物に係る手数料徴収に関する事務
 - (14) 給料決定に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○総務部

- 1 監査年月日 令和4年5月30日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、総務部（総務課、契約検査課、管財課、公共建築課、市民税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
- (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (6) 備品管理に関する事務
 - (7) 切手の受払に関する事務
 - (8) 資料複写料徴収に関する事務
 - (9) 大和市史等有償刊行物の売り払いに関する事務
 - (10) 工事請負・委託業務契約に関する事務
 - (11) 物品供給契約に関する事務
 - (12) 消耗品単価契約に関する事務
 - (13) 不要物品の処理に関する事務
 - (14) 備品購入に関する事務
 - (15) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (16) 普通財産の貸付及び管理に関する事務
 - (17) 普通財産・行政財産の取得・処分に関する事務
 - (18) 拾得物の処理に関する事務
 - (19) 自動車損害共済災害共済金の請求に関する事務
 - (20) 自動車の管理・運転日誌に関する事務
 - (21) 自動車事故報告及び示談に関する事務
 - (22) つり銭、領収印の管理に関する事務
 - (23) 普通徴収賦課に関する事務
 - (24) 特別徴収賦課に関する事務
 - (25) 市民税の減免に関する事務
 - (26) 諸税（法人税、軽自動車税、たばこ税）賦課に関する事務
 - (27) 諸税（法人税、軽自動車税）減免に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

（契約検査課）

工事請負・委託業務契約に関する事務において、履行期間を誤認し、変更契約を締結しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○公平委員会事務局

- 1 監査年月日 令和4年5月30日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、公平委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 契約に関する事務
 - (3) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○市立病院

- 1 監査年月日 令和4年6月29日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市立病院（病院総務課、医事課、経営戦略室）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 契約に関する事務
 - (2) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (3) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (4) 切手の受払に関する事務
 - (5) 交際費の経理に関する事務
 - (6) 診療費用等の徴収に関する事務
 - (7) 診療費用等の還付に関する事務
 - (8) 人間ドック料金の徴収に関する事務
 - (9) 託児料・職員宿舍使用料の徴収に関する事務
 - (10) 貯蔵品の管理に関する事務
 - (11) 備品管理に関する事務
 - (12) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
 - (13) 企業債の整理に関する事務
 - (14) 被服の貸与に関する事務
 - (15) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務
 - (16) 給料決定、退職手当支給、育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
 - (17) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務
 - (18) 出勤票・休暇届に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(医事課)

診療費用等の徴収に関する事務において、医業未収金の金額に誤りがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○環境施設農政部（下水道事業会計分）

- 1 監査年月日 令和4年7月27日

- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境施設農政部（下水道経営課、下水道・河川施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 契約に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (4) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (5) 切手の受払に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
- (8) 下水道使用料賦課に関する事務
- (9) 物件設置許可に関する事務
- (10) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (11) 排水設備工事に関する事務
- (12) 企業債の整理に関する事務
- (13) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
- (14) 原材料の管理に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○こども部

- 1 監査年月日 令和4年9月28日

- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、こども部（こども総務課、すくすく子育て課、こども・青少年課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 切手・はがきの受払に関する事務
- (12) ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
- (13) 小児医療費助成に関する事務
- (14) 未熟児養育医療給付に関する事務
- (15) 一般不妊治療費助成に関する事務
- (16) 不育症治療費助成に関する事務
- (17) 児童手当支給に関する事務
- (18) 児童扶養手当支給に関する事務
- (19) ひとり親家庭等家賃助成に関する事務
- (20) 放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務
- (21) 特定不妊治療費助成に関する事務
- (22) 出産費用助成に関する事務
- (23) 妊婦健康診査費用助成に関する事務
- (24) 駐車場サービス券の受払に関する事務
- (25) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (26) 子育て世帯等への臨時特別給付金支給に関する事務
- (27) 産後健康診査費用助成に関する事務
- (28) 産後ケア費用助成に関する事務
- (29) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(こども総務課)

予算執行に関する事務において、支払いが遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○小学校・中学校

- 1 監査年月日 令和4年10月28日（※）
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、大和市立小・中学校〔小学校5校（中央林間、北大和、緑野、南林間、林間）、中学校2校（つきみ野、南林間）〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - （1）予算執行に関する事務
 - （2）給食費の経理に関する事務
 - （3）備品管理に関する事務
 - （4）切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
 - （5）出勤票・休暇届に関する事務
 - （6）現金の取扱いに関する事務
 - （7）補助金等経理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○教育部

- 1 監査年月日 令和4年10月28日
- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、教育部（教育総務課、保健給食課、教育研究所、青少年相談室）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - （1）予算執行に関する事務
 - （2）収入調定に関する事務
 - （3）契約に関する事務
 - （4）物品管理に関する事務
 - （5）財産管理に関する事務
 - （6）行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - （7）学校施設使用許可に関する事務
 - （8）会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - （9）非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - （10）交際費の経理に関する事務
 - （11）備品管理に関する事務
 - （12）時間外勤務手当支給に関する事務
 - （13）補助金交付に関する事務
 - （14）給食費の経理に関する事務
 - （15）医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事務
 - （16）学校給食共同調理場職員の給食費徴収に関する事務
 - （17）駐車場サービス券の受払に関する事務

(18) 切手の受払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○健康福祉部

1 監査年月日 令和4年11月28日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、健康福祉部（健康福祉総務課、おひとりさま政策課、人生100年推進課、障がい福祉課、新型コロナウイルスワクチン接種担当）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 基金管理に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (11) 切手・はがきの受払に関する事務
- (12) 中国残留邦人等扶助費支給に関する事務
- (13) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (14) 高齢者はり・きゅう・マッサージの治療費助成に関する事務
- (15) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務
- (16) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
- (17) 成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する事務
- (18) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務
- (19) 障害者福祉手当支給に関する事務
- (20) 障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給に関する事務
- (21) 重度障害者に対する住宅設備改良助成に関する事務
- (22) 重度障がい者訪問入浴サービス費用助成に関する事務
- (23) 障害者自動車運転訓練費助成・身体障害者自動車改造費助成に関する事務
- (24) 福祉タクシー・福祉車両利用助成に関する事務
- (25) 障がい者自動車燃料費助成に関する事務
- (26) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務
- (27) 日常生活用具の給付に関する事務
- (28) 補装具の自己負担金助成に関する事務
- (29) 心身障害者医療費助成に関する事務
- (30) 通所訓練費支給に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(健康福祉総務課)

契約に関する事務において、委託業務契約の履行期間を誤認し、変更契約を締結しているものがあつた。

(人生100年推進課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○街づくり施設部

- 1 監査年月日 令和4年12月26日

- 2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、街づくり施設部（街づくり総務課、街づくり計画課、道路管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 備品管理に関する事務
- (8) 切手・はがきの受払に関する事務
- (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (12) 市営住宅使用料賦課徴収に関する事務
- (13) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務
- (14) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務
- (15) 開発行為許可申請等手数料徴収に関する事務
- (16) 収入印紙の受払に関する事務
- (17) 狭あい道路手続きに関する事務
- (18) 私道の寄附採納に関する事務
- (19) 原材料の管理に関する事務
- (20) 道路占用許可に関する事務
- (21) 法定外公共物占用許可に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(街づくり総務課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○選挙管理委員会事務局

1 監査年月日 令和4年12月26日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、選挙管理委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 交際費の経理に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (10) 切手・はがきの受払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○監査事務局

1 監査年月日 令和5年1月30日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、監査事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、佐藤光徳監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (3) 備品管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○議会事務局

1 監査年月日 令和5年1月30日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、議会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、山田己智恵監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 交際費の経理に関する事務
- (4) 期末手当支給に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○市民経済部

1 監査年月日 令和5年1月30日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市民経済部（市民活動課、保険年金課、生活あんしん課、生活・暮らし支援臨時特別給付金担当）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務

- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (12) 証紙売りさばきに関する事務
- (13) 切手の受払に関する事務
- (14) 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事務
- (15) 高額療養費の支給に関する事務
- (16) 第三者行為の請求に関する事務
- (17) 不当利得の請求に関する事務
- (18) 出産育児一時金・葬祭費の支給に関する事務
- (19) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付に関する事務
- (20) 後期高齢者医療保険料不納欠損処分に関する事務
- (21) 手持ち現金の管理に関する事務
- (22) 給付金支給に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(市民活動課)

会計年度任用職員の報酬支払に関する事務において、通勤費の算定を誤り、支給額に過払いを生じているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○文化スポーツ部

1 監査年月日 令和5年2月28日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、文化スポーツ部（文化振興課、国際・男女共同参画課、スポーツ課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 基金管理に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 財産管理に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 文化財調査報告書販売に関する事務
- (10) 学校施設使用料徴収に関する事務
- (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (12) 切手の受払に関する事務
- (13) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (14) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(文化振興課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

(スポーツ課)

収入調定に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○環境施設農政部（一般会計分）

1 監査年月日 令和5年3月24日

2 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境施設農政部（環境総務課、みどり公園課、施設課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 緑化奨励金等交付に関する事務
- (10) 鳥獣飼養許可手数料徴収に関する事務
- (11) 基金管理に関する事務
- (12) 切手の受払に関する事務
- (13) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
- (14) 公園台帳の管理に関する事務
- (15) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (16) 財産管理に関する事務
- (17) つり銭、領収印の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(みどり公園課)

公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。

(施設課)

契約に関する事務において、歳入の徴収の事務を私人に委託したときの告示等の手続きがなされていないものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

※監査年月日に(※)印があるものは、新型コロナウイルス感染症による様々な影響等を考慮し、いわゆる本監査を受検者との対面形式ではなく書面で実施した。

資料 令和4年度財務監査（定期監査）における項目別指摘事項一覧

（1）予算執行に関する事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
こども部	こども総務課	予算執行に関する事務	1件	謝礼の支払いについて、年度を超えて支出していた。

（2）収入調定に関する事務 8件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
市長室	危機管理課	収入調定に関する事務	4件	交付決定通知收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
健康福祉部	人生100年推進課	収入調定に関する事務	1件	交付決定通知收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
街づくり施設部	街づくり総務課	収入調定に関する事務	1件	交付決定通知收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
文化スポーツ部	文化振興課	収入調定に関する事務	1件	交付決定通知收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
文化スポーツ部	スポーツ課	収入調定に関する事務	1件	交付決定通知書の宛先を誤認し、市の雑入として調定をあげていた。

（3）契約に関する事務 4件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
総務部	契約検査課	契約に関する事務	2件	契約の履行期間を誤認し、変更契約を締結していた。
健康福祉部	健康福祉総務課	契約に関する事務	1件	契約の履行期間を誤認し、変更契約を締結していた。
環境施設農政部	施設課	契約に関する事務	1件	歳入の徴収事務を私人に委託した時の告示手続きがなされていなかった。

（4）諸手当の支給事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
市民経済部	市民活動課	会計年度任用職員の報酬支払いに関する事務	1件	通勤費の算定を誤り、支給額に過払いを生じていた。

(5) その他の事務 3件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
市立病院	医事課	診療費用等の徴収に関する事務	1件	伝票処理を誤り、医業未収金の金額が誤っていた。
環境施設農政部	みどり公園課	公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務	2件	誤ってなされた調定の取消処理がなされていなかった。

第4 行政監査

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第2項の規定による監査
- 2 監査対象 対象事務 現金の取扱いについて
対象部局 当該事務を実施している全部局（20課）
小中学校（7校）
- 3 監査対象期間 各部局の財務監査（定期監査）対象期間と同じ
- 4 監査年月日 各部局の財務監査（定期監査）年月日と同じ
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、現金を取扱う事務を実施している部局・小中学校において、現金及び金庫が適切に管理されているか、記録や管理体制が整備されているか等、各部局・小中学校へ調査票を送付し、その回答及びヒアリングにより実施した（財務監査（定期監査）と一体的に実施）。
- 6 主な着眼点
 - ・現金の取扱い、保管方法は適切か
 - ・金庫へ入金する際の記録簿等は整備されているか
 - ・金庫の鍵の管理、金庫内の実査は適正に行われているか
 - ・金融機関への入金は適切に行われているか

7 監査結果

令和4年度の小中学校を除いた監査対象部局49課中、現金の取扱いがあると回答したのは20課であった（40.8%）。なお、詳細については次のとおりである。

・現金の種類

取り扱う現金の種類は、公金と準公金があり、準公金があると答えた課は3課あり、消防協力会や少年消防団、民生委員児童委員協議会のものであった。

現金の種類で一番多いものは、つり銭であり、手数料や使用料、コピー代等の収入がある課では1課を除いて全て手元につり銭を保有していた（12課、60.0%）。また、交際費等の前渡金を保有している課は8課であった。

・保管金額

一番多額であったのが売上等がある病院の経営戦略室で、少額な課は前渡金が出ている時のみ現金があることも総務課であった。

・記録簿等の作成

金庫等への現金出納の際に、専用の記録簿を作成している課は11課で全体の55.0%であり、この監査を機に新たに記録簿を整備したという課もみられた。また、作成していない課の中には、独自の記録簿は付けていないが、支払証書や財務の伝票で代用しているという回答もあった。

- ・金庫の管理者

金庫の管理者は、課長が13課、主幹・係長が7課であり、全て係長以上が金庫を管理していた。

- ・鍵の管理

鍵の管理は、ほぼ全ての課で鍵の掛かるキャビネットや机の引き出しに保管し、課長、主幹・係長が管理していた。

- ・金融機関への入金

金融機関への入金については、ほぼ全ての課で、入金額の確認を複数人で行っていた。また、入金頻度については、当日の収入は当日中又は翌日の午前中までに金融機関へ入金している課が多かったが、出先機関では10日に1回、週に1回という課もみられた。

小中学校では、これまでも現金の保管、管理体制について学校監査の中で確認してきたところであるが、金庫への入金の際の記録簿は全ての小中学校（7校）で作成しており、また、頑丈な耐火金庫が設置され、鍵の管理も適切に行われていた。

しかしながら、現金の保有については、補助金等を全額現金で管理している学校が多く見られた。多額の現金を保有していることは、管理の面においてもリスクが高まるため、出来るだけ金融機関での管理とすることが望ましい。

以上が監査結果であるが、令和4年度から、財務監査（定期監査）が総務担当課以外は原則として隔年実施となったため、令和5年度も引き続き「現金の取扱いについて」監査することとした。引き続き、各課においては、現金の取扱いや保管状況、入金の際等の適切な事務処理を行うようお願いしたい。

第5 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、これまで補助金交付団体（毎年500万円以上を交付する団体）と指定管理者を毎年1団体ずつ交互に実施してきたが、令和4年度から補助金交付団体については概ね5年に1回、指定管理者については原則として指定期間中（概ね5年）に1回の監査を実施することとした。

1 補助金交付団体

- 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、団体の事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。
団体に関する事項
 - ・ 補助金の経理に関する事務所管部局に関する事項
 - ・ 補助金交付に関する事務
- 主な着眼点 団体に関する事項
 - ・ 収入、支出の経理は適正か
 - ・ 補助金が対象事業以外に流用されていないか
 - ・ 現金、切手等の管理体制は適切か所管部局に関する事項
 - ・ 助成手続きは適正か
 - ・ 団体に対して適切に指導・監督を行っているか

○大和市民生委員児童委員協議会

- 1 所管部局 健康福祉部 健康福祉総務課
- 2 監査年月日 令和4年11月28日
- 3 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○公益財団法人 大和市国際化協会

- 1 所管部局 文化スポーツ部 国際・男女共同参画課

- 2 監査年月日 令和5年2月28日
- 3 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

2 指定管理者

- 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかを主眼として、抽出により実施した。
- 団体に関する事項
- ・ 協定書に基づく義務の履行に関する事務
- 所管部局に関する事項
- ・ 指定管理業務の履行確認に関する事務
- 主な着眼点 団体に関する事項
- ・ 協定書に則して、適正に業務が遂行されているか
 - ・ 現金、切手、証紙等の出納・保管・管理は適正か
- 所管部局に関する事項
- ・ 履行確認は、報告書等により適正に行われているか
 - ・ 指定管理者に対して適切に指導・監督を行っているか

○大和市コミュニティセンター深見北会館管理運営委員会

○大和市コミュニティセンター上草柳会館管理運営委員会

- 1 所管部局 市民経済部 生活あんしん課
こども部 こども・青少年課
- 2 指定管理施設 大和市コミュニティセンター深見北会館及び深見北児童館
大和市コミュニティセンター上草柳会館及び上草柳児童館
- 3 監査年月日 令和4年9月28日
- 4 監査結果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○社会福祉法人 大和しらかし会

- 1 所 管 部 局 健康福祉部 障がい福祉課
- 2 指定管理施設 大和市障害福祉センター松風園
- 3 監 査 年 月 日 令和4年11月28日
- 4 監 査 結 果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○やまとスポレク・パートナーズ

- 1 所 管 部 局 環境施設農政部 みどり公園課
文化スポーツ部 スポーツ課
- 2 指定管理施設 大和ゆとりの森
- 3 監 査 年 月 日 令和5年3月24日
- 4 監 査 結 果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。